



新型コロナウイルス感染症の影響による失業等でお困りの皆様へ

「緊急就労支援事業」を拡充し、あなたの就労をサポートします

長野県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により失業した方を対象に、「緊急就労支援事業」を実施しています。より長期的・安定的な就労につなげるため、事業を拡充し、職場体験研修の実施と、体験研修を実施した方に対する支援制度を新設します。

○事業の概要

これまでの「支援対象者を雇用した事業主に対する助成制度」に加えて、「事業所等での職場体験研修の実施と、体験研修を実施した方に対する支援制度」を新設します。

新

- ①長期就労を目指し、職場体験研修を実施
- ②職場体験研修を実施した方に
実施時間に応じた支援金を支給

+

(これまでの支援)

支援対象者を
2か月以上雇用した事業主に
対象者の賃金の2/3を補助

○職場体験研修の流れ

まいさぼ等に相談

→

体験研修計画の作成
受入事業所の調整

→

受入先事業所で
体験研修の実施

→ 長期的・安定的な
就労を目指します

〔実施を希望する方は、
まずはご相談ください〕

〔ご本人に合わせた
体験研修計画を作成し
受入先を調整します〕

〔体験研修時間に応じて
支援金を支給します〕

- ✓ 体験研修期間中も、まいさぼや福祉人材センターのスタッフがサポートします
- ✓ 体験研修を実施することで、本格就労に向けて円滑なステップアップを図ります

○支援金額 体験研修時間1時間につき 800円(最大60時間、48,000円)

※1回の研修期間は1か月以内。1人3回まで。

○事業開始時期 令和3年6月15日から

○お問い合わせ

詳しくは、長野県社会福祉協議会へ

支援のご相談は、お近くのまいさぼ・福祉人材センターへ

(<http://www.nsyakyo.or.jp/life/mysapo.php>)

※「緊急就労支援事業」は、長野県が市町村や企業等とともに長野県社会福祉協議会に造成した「長野県あんしん未来創造基金」を活用した事業です。

信州版「新たな日常のすゝめ」



新型コロナウイルスの感染を防止するための行動を自ら考え実践しましょう

©長野県アルクマ

産業労働部労働雇用課雇用対策係
(課長)小林 弘一 (担当)山口 奈央
電話：026-235-7201 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2477
FAX：026-235-7327
E-mail koyotai@pref.nagano.lg.jp

(社福)長野県社会福祉協議会
相談事業部 あんしん創造グループ
(部長)本藤 久道 (担当)中島 将
電話：026-226-2036 (直通)
FAX：026-291-5180
E-mail ps-shinshu@nsyakyo.or.jp